

大和市障害児通所給付費の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月28日

大和市長 古谷田 力

大和市規則第24号

大和市障害児通所給付費の支給等に関する規則の一部を改正する規則

大和市障害児通所給付費の支給等に関する規則（平成24年大和市規則第26号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「医療型児童発達支援」を「肢体不自由児通所医療（法第21条の5の29第1項に規定する肢体不自由児通所医療をいう。以下同じ。）」に改め、同条第3項中「医療型児童発達支援」を「肢体不自由児通所医療」に改める。

第6条中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改める。

第13条第4項中「第6条の2の2第9項」を「第6条の2の2第8項」に改める。

第19条第1項中「第4条第2項に規定する医療型児童発達支援」を「肢体不自由児通所医療」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。